

DATAHOTEL MMDS 約款

第1条 (約款の適用)

株式会社データホテル(以下「当社」といいます。)は、DATAHOTEL MMDS 約款(以下「本約款」といいます。)を定め、本約款を遵守することを条件として、DATAHOTEL MMDS 利用契約(以下「利用契約」といいます。)を締結して頂いた、後記第3条(定義)で定義される契約者(以下「契約者」といいます。)に対し、DATAHOTEL MMDS(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本サービスを利用する契約者に事前の通達をすることなく、本約款を変更する事があります。この場合の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。
2. 当社が、本約款を変更する時は、当該変更により影響を受ける契約者に対して、当社の定めた方法により変更後速やかにその内容を通知することとします。

第3条 (定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	契約申込書又は注文書により締結される、本サービスの利用契約
契約者	当社と利用契約を締結している個人又は法人
電気通信設備	電子メールの送信等を行うための機械、器具、電気通信回線などの設備
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法律の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
初期費用	契約者が本サービスの提供を受けるにあたって第22条(初期費用の支払義務)に基づき支払う費用
月額費用	本サービス利用契約に基づき、契約者がサービスの対価として解約がなされるまで、毎月定期的に支払う費用

第4条 (サービスの概要)

本サービスの内容は以下のとおりとします。

- (1) サービス名は「DATAHOTEL MMDS」とします
- (2) サービスの提供内容は「モバイル端末向け電子メールの高速配信」とします
- (3) サービス課金の単位は「初期費用」と「月額費用」とします

第5条 (サービスの提供対象者)

本サービス提供対象者は、日本国籍を有し、日本国内に在住する個人又は、日本国内に登記さ

れる法人とします。

第6条（契約の申込）

本サービスの利用を希望する個人又は法人(以下「申し込み希望者」といいます。)は、本約款に同意の上、当社が別途定める「契約申込書」又は、「注文書」に必要事項を記載して当社に提出するものとします。

第7条（申込の承諾等）

1. 当社は、前条の契約の申込を受け、申込を承諾した時は、当社が適当であると判断した方法にて承諾の意思表示及び利用開始日を通知します。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、その契約の申込を承諾しない事があります。
 - (1) 申し込み希望者が、当社又は当社のグループ会社等が提供するサービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがあると判断したとき
 - (2) 申し込み希望者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがあると判断したとき
 - (3) 申し込み希望者が、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)」にいう暴力団及びその関係団体等(以下「反社会的勢力」という。)であるとき、過去に「反社会的勢力」であったとき、「反社会的勢力」を利用しているとき、「反社会的勢力」を名乗るなどして当社の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をしているとき、申し込み希望者の主要な出資者又は役職員が「反社会的勢力」の構成員であるとき、又はこれらの事由に該当すると当社が判断したとき
 - (4) 契約申込書に虚偽の記載があると当社が判断したとき
 - (5) 前四号の他、当社の業務遂行上支障があり、当社が契約締結を適当でないと判断したとき
3. 当社は、申し込み希望者の提供するサービスの内容について、第三者機関に照会する場合があります。

第8条（契約の成立時期）

本サービスの利用契約は、前条第2項に該当しないことが確認され、且つ前条第1項に記載される承諾の意思表示が発せられた時に成立するものとします。

第9条（契約期間・更新）

本サービスの最低利用期間は、利用開始日から6ヶ月間とし、当社又は契約者のいずれかが利用契約の更新の拒絶を申し出ない限り、引き続き1ヶ月間を単位として同一の条件で契約を更新するものとします。

第10条（利用責任者の届出）

1. 本サービスの申込にあたり、契約者は予め連絡可能な担当責任者を選任し、その連絡先住所、電話番号及び電子メールアドレス等を当社が指定する手段にて、当社に届け出るものとします。

担当責任者が交代した時、又は連絡先等に変更がある場合は、直ちに当社に通知するものとします。

2. 契約者が前項の通知を怠った事により、当社からの連絡が遅滞もしくは連絡不能な事に起因して契約者が被った損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条(契約の公開)

契約者は、本サービスの契約の申込を行い、その承諾を受けた時は、以下の情報の開示に同意したものとみなします。

- (1) 契約者名及び担当責任者等が当社の管理するシステムに登録され、当社内に公開されること
- (2) 裁判所、検察、警察及び監督省庁による、適法・適式な情報の問い合わせに対して、当社が契約の事実、及びその内容について公開すること

第12条(契約事項の変更)

1. 契約者は、サービス内容の変更について当社に請求する事ができます。
2. 当社は、前項の請求を受けた時は、本約款の規定に準じて取り扱います。変更の請求を受理しない場合は、その理由を契約者に当社が適当であると判断した方法にて通知します。

第13条(提供中断)

1. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止することがあります。
 - (1) 当社の通信設備の保守又は工事などを実施する場合
 - (2) 当社が設置する通信設備の障害などやむを得ないとき
 - (3) 第14条(通信利用の制限)の規定によるとき
 - (4) 電気通信事業者等の都合により、当社が電気通信サービス等の提供を受ける事ができなくなったことに起因して、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中断する場合、本サービスが中断される5営業日前までに、契約者に対しその理由及び期間を、当社が適当であると判断した手段にて通知します。ただし、緊急事態の発生その他やむを得ない事情により5営業日前までの通知が不可能な場合はこの限りではありません。
3. 当社は、前二項の規定に基づき本サービスの提供を中断したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第14条(通信利用の制限)

1. 当社は、電気通信事業法第8条(重要通信の確保)の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある時は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通

- 信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を執ることがあります。
2. 当社は、契約者が当社の電気通信設備に重大な負荷を生じる行為をした時は、本サービスの利用を制限することがあります。
 3. 当社は、前二項に基づき本サービスの利用を制限することにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第15条(提供停止)

1. 当社は、契約者が、次の各号に該当する時は、期間(料金の滞納がある時は、滞納が解消された時)を定めて、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過しても、初期費用、月額費用を支払わないとき
 - (2) 他人の知的財産権を侵害、他人を誹謗・中傷する等、法律・規則等に反する行為を行ったとき、又は公序良俗に反する内容の電磁的記録を公開する等の行為を行ったとき
 - (3) 第7条(申込の承諾等)第2項に該当した場合
 - (4) 第34条(禁止事項)に該当した場合
 - (5) 本約款の規定に反する行為であり、当社及び本サービスの遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。
3. 契約者は、本条第1項第4号により、当社が本サービスの利用を停止した場合であっても、これに対して異議を唱えることができないものとします。

第16条(サービスの終了)

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの一部又は全部を終了することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりサービスを終了する時は、契約者に対し終了する2ヶ月前までに当社が適当であると判断した方法にてその旨を通知します。

第17条(契約者が行う契約の解除)

1. 契約者は、利用契約を解除する時は、当社に対し解除の日から2ヶ月以上前までに当社が別途定める書面にて、その旨を通知するものとします。なお、当該解除の効力発生日が、第25条(中途解約時の追加徴収)の最低利用期間内である場合には、第25条(中途解約時の追加徴収)の規定に従い、契約者は、当社に追加徴収金を支払う義務を負うものとします。
2. 第16条(サービスの終了)の規定によりサービスが終了した時は、当該終了の日に契約が解除されたものとします。

第18条(当社が行う契約の解除)

1. 当社は、契約者が第15条(提供停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとする時は、当社が適当と判断した方法により契約者にその旨を通知します。

第19条(権利の譲渡禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利などの利用契約に基づく権利を第三者に譲渡、質入等の担保提供をすることはできません。

第20条(地位の承継)

1. 契約者について、相続又は合併が生じた時は、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、第7条(申込の承諾等)の手続きを経た後、契約者の地位を原則として承継するものとします。
2. 前項の規定に基づき契約者の地位を承継した者は、速やかに契約者の地位を承継した事を証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。
3. 本条第1項の場合において、相続により契約者の地位を承継した者が複数人である時は、そのうちの一人を代表者と定め、前項の手続きを取るものとします。

第21条(契約者の変更)

1. 契約者は、その氏名もしくは商号又は住所もしくは居所について変更があった時は、速やかに書面により変更を届け出るものとします。
2. 前項の届出があった時は、当社はその届出のあった事実を証明する書類の提出を請求することがあります。

第22条(初期費用の支払義務)

契約者は、本サービスの契約の申込を行い、その承諾を受けた時は、当社の定める時期及び方式により、初期費用を支払う義務を負うものとします。

第23条(利用料金の支払義務)

1. 契約者は、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社がその使用を可能とした時は、利用料金を支払う義務を負うものとします。
2. 契約者は、第7条(申込の承諾等)第1項に定める利用開始日より起算して、利用契約に基づき当社より本サービスの提供を受けた最後の日までの期間(以下「サービス利用期間」といいます。)について、利用料金を支払う義務を負うものとします。
3. 契約者は、第13条(提供中断)の規定により本サービスの提供が中断された場合であっても、サービス提供中断期間中における利用料金を支払う義務を負うものとします。
4. 契約者は、第14条(通信利用の制限)の規定により本サービスの提供が制限された場合であっても、サービスの提供制限期間中における利用料金を支払う義務を負うものとします。
5. 契約者は、第15条(提供停止)の規定により本サービスの使用が停止された場合であっても、提

供停止期間中における利用料金を支払う義務を負うものとします。

第24条(月額料金の日割)

契約者が利用を開始した日、又は利用契約終了の日が当該月の初日以外の日であった場合、本サービスにおける月額料金の額は、契約者が当該月において本サービスの提供を受けた日数に相当する日割金額とします。

第25条(中途解約時の追加徴収)

第9条(契約期間・更新)に定める最低利用期間が経過する日以前に、第16条(サービスの終了)以外の事由により利用契約が終了した場合、契約者は、本サービスの追加徴収金として、当該解除月の月額料金の総額に加えて、当該解除があった翌月の初日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する利用料金の50%の額を当社に支払うものとします。

第26条(料金の支払方法)

契約者は、本サービスの利用料金等を、当社が指定する期日までに、当社が指定する銀行口座に振込みによって支払うものとします。振込手数料は契約者が負担するものとします。

第27条(違約金)

本サービスの利用料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額を違約金として支払うものとします。

第28条(延滞利息)

契約者は本サービスの料金等又は違約金の支払を遅延した場合は、その遅延期間につき、未払額に対する年率14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第29条(消費税)

契約者が、当社に対し、本サービスに関わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされている時は、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。

第30条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第31条(監査等)

1. 当社及び当社が定める代理人は、契約者に対して、事前の通知無くして契約者の居所又は事

- 業所等に立ち入り本サービスの使用状況について監査できるものとします。
2. 当社及び当社が定める代理人は、契約者に対して、契約者が保有する本サービスの使用状況に関する一切の資料の開示等を要求することができるものとし、契約者は、当該要求に直ちに応じるものとします。
 3. 当社は、契約者に対する事前の通知無くして本サービスの通信設備に記録される電子記録を監査できるものとし、裁判所、検察、警察及び行政機関による、適法・適式な要請や情報の問い合わせに関して、これを利用及び開示できるものとします。
 4. 当該監査等により利用契約に違反する事が明らかになった場合は、当社は契約者への事前の通知をすること無く、直ちに本サービスの停止又は、利用契約を解除できるものとします。
 5. 当社は、本条第3項の開示を目的として、契約期間終了後も契約者の電子記録を保存する事ができるものとします。
 6. 当社は、本条第1項乃至第3項に基づく当社による監査等の手続を行ったことにより、又は前項に基づき本サービスの提供を停止又は、解除したことにより、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第32条(免責)

1. 本約款に定めるほか、当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由の如何を問わず、一切の賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社は、第33条(機密情報)に定められた個人情報について、当社及び当社の社員以外の第三者による、漏洩、改ざん、盗聴については、当社の故意又は過失に基づく事由により生じたものを除き、一切の賠償の責任を負わないものとし、契約者において当該賠償等につき処理及び解決する責任を負うものとします。

第33条(機密情報)

1. 利用契約により開示された当社又は契約者の機密情報及び所有権を有する情報(以下「機密情報」といいます。)につき、開示者より機密であるとして開示を受けた当事者はこれを機密として扱うものとします。
2. 利用契約により開示された当社又は契約者の所有する個人情報は機密情報として扱うものとし、当社及び契約者はその個人情報について自らの社員による漏洩、改ざん、盗聴が行われる事が無いよう、最大限の努力をするものとします。
3. 当社及び契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、速やかに相手方に報告するものとします。
4. 当社及び契約者は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、機密情報に含まないものとします。
 - (1) 開示前に既に知っていた情報
 - (2) 公知の事実、その他一般に利用可能な情報

- (3) 守秘義務を負うこと無く、第三者から正当に入手した情報
- (4) 機密情報としての扱いから除外することに同意した情報
- (5) 裁判所・警察署・検察庁、監督官庁、その他法律・規則・約款の規定に基づき、その開示が必要とされた情報

第34条(禁止事項)

1. 契約者は、本サービスを通じて以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 国際法、憲法、法律、条例等あらゆる法規一般に反する行為、もしくはそのおそれがある行為
 - (2) 公序良俗に反するサービスを配信、もしくはそのおそれがある行為
 - (3) 多数の電子メールアドレスを自動的に作成する機能を有するプログラムを用いて作成された電子メールアドレス宛へのメール送信
 - (4) 現に電子メールアドレスとして利用する者がいないメールアドレス宛へのメール送信
 - (5) あらかじめ送信に同意していない者へのメール送信
 - (6) あらかじめ送信を求めている者へのメール送信
 - (7) あらかじめ送信に同意した者で、受信拒否の意思表示を行った者へのメール送信
 - (8) 送信者情報を偽ったメールの送信
 - (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書込む行為
 - (10) 第三者もしくは当社の著作権またはその他財産権の侵害にあたる行為
 - (11) 個人情報の不当な開示等、第三者の肖像権、プライバシーの侵害にあたる行為
 - (12) 第三者もしくは当社への誹謗、中傷、名誉毀損にあたる行為
 - (13) 営業妨害、虚偽情報の発信・流布その他、本サービスの他の利用者、第三者もしくは当社に不利益を与える、あるいは与えると当社が判断する行為
 - (14) 他人へのなりすまし、適切なユーザ以外の第三者に本サービスの ID 等を利用させること
 - (15) 本システムへの不正アクセス、コンピュータウィルスの配布、フィッシングメールの配信その他技術的、事実に本サービスの安定的な動作を妨げる行為
 - (16) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (17) 第三者が嫌悪感を抱くメール(嫌がらせメール等)を送信する行為
 - (18) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当な内容の画像、文書等を送信または掲載する行為、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)に違反する行為
 - (19) 性的、民族的、人種的その他の差別を助長するような情報を送信する行為
 - (20) 選挙運動またはこれに類似する行為
 - (21) 詐欺等の犯罪的行為に結び付く、または結びつく可能性があるおそれのある行為
 - (22) 事実に反する情報、意味のない情報を送信する行為
 - (23) 前各号に定めるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第 26号)に違反する態様でのメール送信

- (24) その他前各号に該当するおそれのある行為、又はこれに類すると当社が判断した行為
2. 契約者が、前項に基づく行為により当社に損害を与えた場合、当社はその全ての損害(合理的な弁護士費用を含みますがこれに限られません。)を請求できることとします。

第35条(反社会的勢力の排除)

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、又は当社が該当すると判断した場合、一切の催告なしに利用契約を解除する事ができるものとします。
- (1) 反社会的勢力であることが判明した場合、又は過去に反社会的勢力であったことが判明した場合
 - (2) 当社に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的行為をした場合
 - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合
2. 当社が前項により利用契約を解約した場合、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第36条(契約者の義務)

契約者は本サービスの利用にあたり以下の義務を負うこととします。

- (1) 送信するメール本文に対し、送信者の氏名・名称及び、受信拒否の連絡先となる電子メールアドレス又は、受信拒否の手続きが可能なURLを表示する事
- (2) あらかじめ送信に同意した者への電子メール送信である事を証明する為の情報を保存管理し、当社もしくは当社が認める代理人からの開示要求があった場合、ただちにこれを開示する事
- (3) 本サービスの商品性、特定の目的への適合性等について契約者の責任で判断し、自己の責任とリスク負担のもとで本サービスを利用する事

第37条(通知)

本サービスに関する問い合わせ、その他契約者から当社に対する連絡の回答通知、又は本約款の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡もしくは通知は、当社が適当であると判断した手段にて行うものとします。

第38条(協議)

本約款に定めのない事項については、当社と契約者間において誠意を持って協議の上、信義に即して解決するものとします。

第39条(合意管轄)

利用契約及び本約款に関する紛争について、訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じて東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条(準拠法)

利用契約及び本約款は、日本国法に準拠し、解釈されるものとします。

第41条(契約終了後の措置)

利用契約終了後においても、第11条(契約の公開)、第19条(権利の譲渡禁止)、第20条(地位の承継)、第25条(中途解約時の追徴徴収)、第27条(違約金)、第28条(延滞利息)、第32条(免責)、第33条(機密情報)、第37条(通知)乃至第40条(準拠法)及び本条の規定は、有効に存続し、その効力を有するものとします。

以上

附則

(実施年月日)

1. この約款は2010年12月1日より制定・施行します。

(実施年月日)

1. この約款は2011年3月1日より改訂・施行します。

(実施年月日)

1. この約款は2011年9月1日より改訂・施行します。

(実施年月日)

1. この約款は2012年1月1日より改訂・施行します。